

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年1月18日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	1号機の主排気ダクトが通っている洞道内(非管理区域)において、コンクリート壁の調査を行っていた協力企業作業員2名が、高さ約5mの場所から落下し負傷したため、救急車ならびにドクターヘリで病院へ搬送。	As	1月16日公表済み

その他 : 19 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	取水設備レーキ付バースクリーン装置(E)及びトラベリングスクリーン装置(E)点検時、駆動チェーンの伸び測定において、基準値外れが認められたため、当該チェーンを交換。	D	
2	1号機	原子炉建屋排風機出口サンプリング時、サンプリングポンプが起動しない事象が認められたため、当該ポンプを点検。	D	
3	1号機	タービン建屋排風機出口サンプリング時、サンプリングポンプ出口ラインに詰まり事象(出口圧力上昇、流量下降)が認められたため、当該ポンプ出口配管を清掃。	D	
4	2号機	気体廃棄物処理エリア放射線モニタサンプリングポンプ(B)用電動機点検時、軸受け嵌め合い寸法に基準値外れが認められたため、当該ポンプを交換。	D	
5	2号機	気体廃棄物処理エリア放射線モニタサンプリングポンプ(A)点検時、冷却ファン回転子軸に摩耗が認められたため、当該ポンプを交換。	D	
6	2号機	所内電源設備(6.9kVメタクラ2C)受電用しゃ断器取り付け時、耐震架台取付ボルトを変形させたため、当該ボルトを交換。	D	
7	3号機	監視機能健全性確認検査(その1の2の1)実施中、検査要領書に誤記(設定値及び許容範囲)が認められたため、当該箇所を訂正後検査を実施。	D	
8	3号機	主タービン蒸気加減弁(D)点検時、下部スタンド締め付けボルトカバー蓋接合部分のはがれが認められたため、当外部を溶接補修。	D	
9	3号機	タービン建屋換気空調系排気ファン(B)点検時、シャフトのカップリングキー溝測定で基準値外れが認められたため、当該キー溝及びキーを補修。	D	
10	3号機	残留熱除去機器冷却海水系海水ポンプ(B)用電動機点検時、固定子巻き線固定くさび及び回転子バーに緩みが認められたため、当該緩み箇所を補修。	D	
11	3号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ(A,B)ストレーナ点検時、ストレーナ内ライニングの剥離が認められたため、当該ストレーナを修理。	D	
12	3号機	原子炉給水ポンプ用タービン(B)低圧蒸気加減弁水平締め付けボルト緩め作業において、当該ボルトに曲がりか認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	D	
13	3号機	燃料移動作業時、定検時炉心作業監視装置のモニタ不良(映らない)が認められたため、当該モニタを交換。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	3号機	取水設備トラベリングスクリーン装置(F)において、絶縁抵抗不良(三相とも0M )が認められたため、原因調査後対応検討。	D	
15	4号機	中性子計装系局部出力領域モニタ校正後の炉心性能計算において、計算結果の処理不良(データを読みみしない)が認められたため、再計算処理を行うと共に原因調査。	D	
16	4号機	格納容器内雰囲気モニタ(A)において、指示値不良(ハンチング)が認められたため、当該モニタを点検。	D	
17	3.4号廃棄物処理設備	廃棄物処理補機冷却系熱交換器(A)第3ベント弁開操作時、固着が認められたため、当該弁を点検補修。	D	
18	3.4号廃棄物処理設備	廃棄物処理補機冷却海水系ポンプ(A)において、カップリング側軸受け給油口破損が認められたため、当該給油口を補修。	D	
19	その他	一次水処理活性炭ろ過器(A)において、詰まり事象(差圧上昇)が認められたため、当該ろ過器を点検清掃。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ  
電話 0240-30-7802